

トラック運転者の「新しい働き方」セミナー

厚生労働省 岐阜労働局

多治見労働基準監督署

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

1. 時間外労働の上限規制について
2. 36協定の作成について
3. 改善基準告示 Q & A
4. 長時間の荷待ちの改善に関する事例
5. 「新しい働き方」のための助成金について

働き方改革推進支援助成金/業務改善助成金

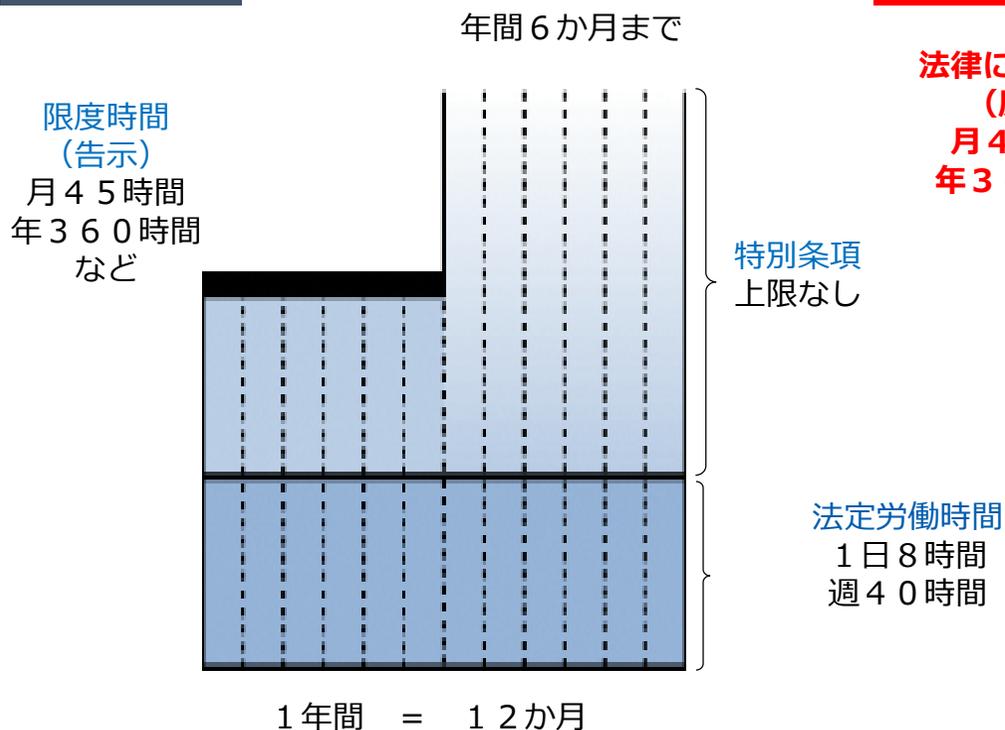
1. 時間外労働の上限規制について
2. 36協定の作成について
3. 改善基準告示 Q & A
4. 長時間の荷待ちの改善に関する事例
5. 「新しい働き方」のための助成金について

働き方改革推進支援助成金/業務改善助成金

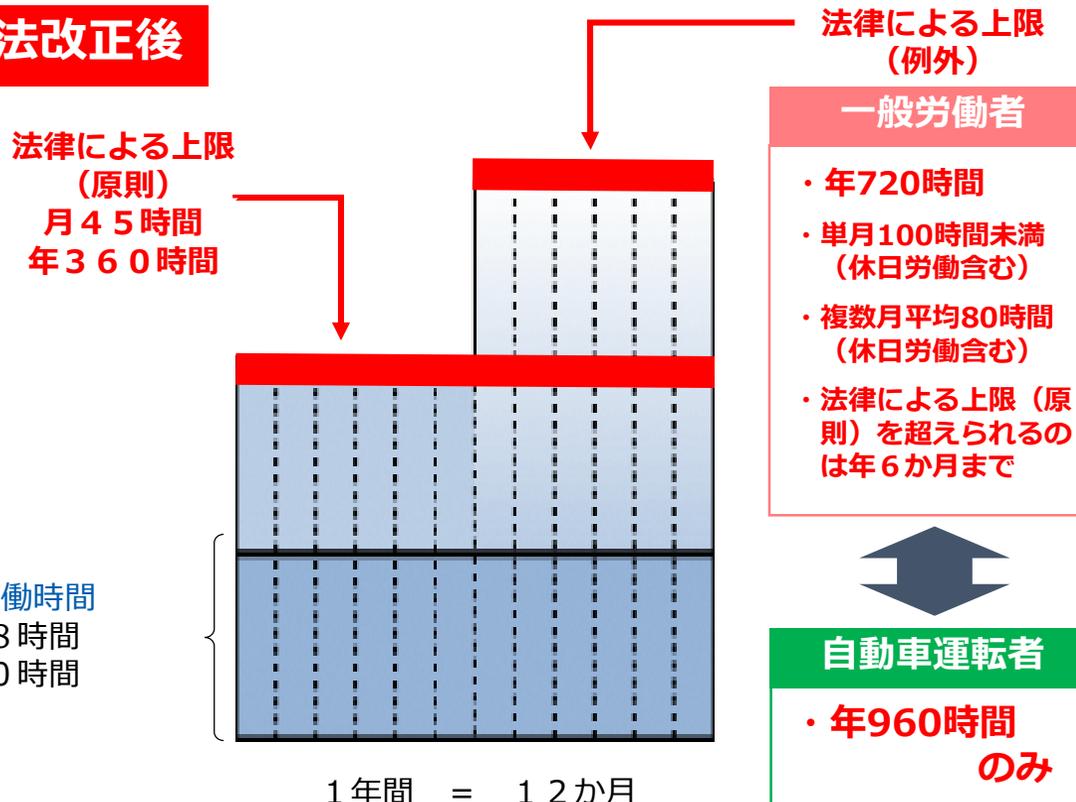
1. 時間外労働の上限規制について

- ▶ 時間外労働の上限規制は、月45時間、年360時間を原則とし、臨時的な特別な事情がある場合でも年720時間、単月100時間未満（休日労働含む）、複数月平均80時間（休日労働含む）を限度
- ▶ 自動車運転の業務、建設事業、医師等は適用猶予・除外業務（事業）とされ、改正法施行後5年間（令和6年3月まで）は上記一般則の適用はない。
- ▶ **自動車運転業務従事者**の上限時間（臨時的な特別な事情の場合）は**年960時間**とし、将来的な一般則の適用について引き続き検討する旨を附則に規定。

法改正前



法改正後



1. 時間外労働の上限規制について

- ▶ 自動車運転者については、令和6年4月以降、年960時間の上限規制の適用を受ける。
- ▶ 一方、一般労働者に適用される、45時間超えの上限回数（6か月まで）、単月上限（100時間未満）、複数月平均上限（80時間以内）については適用がない。

→ ただし、この場合であっても、改善基準告示に定める拘束時間を遵守する必要がある。

【～令和6年3月】

		一般労働者	自動車運転の業務	建設事業	医師	鹿児島県及び沖縄県における砂糖製造業	新技術・新商品等の研究開発業務
月	限度時間(原則)	45	-	-	-	45	-
	45時間超は6月まで	適用あり	-	-	-	適用あり	-
	単月上限(※)	100	-	-	-	-	-
	複数月平均上限(※)	80	-	-	-	-	-
年	限度時間(原則)	360	-	-	-	360	-
	上限	720	-	-	-	720	-

【令和6年4月～】

		一般労働者	自動車運転の業務	建設事業	医師	鹿児島県及び沖縄県における砂糖製造業	新技術・新商品等の研究開発業務
月	限度時間(原則)	45	45	45	45	45	-
	45時間超は6月まで	適用あり	-	適用あり	-	適用あり	-
	単月上限(※)	100	-	100(注1)	100(注2)	100	-
	複数月平均上限(※)	80	-	80(注1)	-	80	-
年	限度時間(原則)	360	360	360	360	360	-
	上限	720	960	720	960(※)(注3) 1,860(※)(注4)	720	-



※ 休日労働も含む。

注1： 災害の復旧・復興の事業は、単月上限100時間・複数月平均上限80時間の規制は適用されない。

注2： 時間外・休日労働が月100時間以上となることが見込まれる者は、36協定に面接指導を行うこと等を定めることが必要。

注3： 医業に従事する一般の医師にかかる基準（A水準）。休日労働を含む。

注4： B水準、連携B水準、C水準の指定を受けた医療機関で指定に係る業務に従事する医師にかかる基準。休日労働を含む。

面接指導、労働時間が特に長時間である場合の労働時間短縮措置、勤務間インターバルの確保等を36協定に定めることが必要。

1. 時間外労働の上限規制について
2. 36協定の作成について
3. 改善基準告示 Q & A
4. 長時間の荷待ちの改善に関する事例
5. 「新しい働き方」のための助成金について

働き方改革推進支援助成金/業務改善助成金

2. 36協定の作成について

令和
6年4月～
適用

トラック運転者の

労働時間等の 改善基準の ポイント



「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」(改善基準告示)は、トラックなどの自動車運転者について、労働時間等の労働条件の向上を図るため、その業務の特性を踏まえ、全ての産業に適用される労働基準法では規制が難しい拘束時間、休息期間、運転時間等の基準を定めています。

令和6年4月1日から、自動車運転の業務に時間外労働の上限規制が適用されるとともに、改善基準告示に定める拘束時間等の基準も改められます。このパンフレットでは、トラック運転者に適用される基準のポイントを説明します。



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

目次

はじめに	2
1 拘束時間、休息期間	3
1 拘束時間と休息期間の定義	3
2 1年、1か月の拘束時間(改善基準告示第4条第1項第1号、第2号)	3
3 1日の拘束時間、1日の休息期間(改善基準告示第4条第1項第3号～第5号)	5
2 運転時間	8
1 2日平均1日の運転時間(改善基準告示第4条第1項第6号)	8
2 2週平均1週の運転時間(改善基準告示第4条第1項第6号)	9
3 連続運転時間 (改善基準告示第4条第1項第7号、第8号)	10
4 予期し得ない事象への対応時間の取扱い (改善基準告示第4条第3項)	11
5 特例	13
1 分割休息(改善基準告示第4条第4項第1号)	13
2 2人乗務(改善基準告示第4条第4項第2号)	14
3 隔日勤務(改善基準告示第4条第4項第3号)	15
4 フェリー(改善基準告示第4条第4項第4号)	16
6 その他	17
1 適用除外業務	17
2 休日の取扱い	17
3 発着荷主等の取組	18
7 時間外労働、休日労働	19
1 時間外労働及び休日労働の限度(労働基準法第36条、第140条/改善基準告示第1条第3項、第4条第5項)	19
2 休日労働の回数(改善基準告示第4条第5項)	19
8 時間外労働及び休日労働に関する協定届	20
時間外労働及び休日労働に関する協定届(例)(様式第9号の3の4)(限度時間を超えない場合)	21
時間外労働及び休日労働に関する協定届(例)(様式第9号の3の5)(限度時間を超える場合(特別条項))	22
時間外労働及び休日労働に関する協定書(例)	23
(参考)1箇月及び1年の拘束時間の延長に関する協定書(例)(トラック運転者)	26
トラック運転者の改善基準告示(一覧表)	27

改善基準告示の詳細及び不明な点については、
最寄りの都道府県労働局、労働基準監督署にお問い合わせください。

● 詳しい情報や相談窓口はこちら

厚生省 改善基準告示 検索



https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/gyosyu/roudoujouken05/index.html

2. 36協定の作成について

〈届出までの流れ〉

① 時間外労働及び休日労働に関する協定
を締結(P23~25参照)

1か月45時間・1年360時間以内の時間数^(※1)とする場合

② 様式9号の3の4を作成
(P21参照)

又は

1か月45時間・1年360時間を超える時間数^(※1,2)とする場合

② 様式9号の3の5を作成
(P21,22参照)

※1 対象期間が3か月を超える1年単位の変形労働時間制により労働させる労働者の限度時間については1か月42時間、1年320時間です。

※2 延長時間数を1か月45時間・1年360時間超とする場合でも、
自動車運転の業務については、時間外労働は1年960時間以内、
自動車運転以外の業務については、時間外労働は1年720時間以内、時間外労働・休日労働の合計は単月100時間未満、2~6か月平均
80時間以内、時間外労働が1か月45時間を超える回数は1年について6回までとしなければなりません。

③ ②の様式に①の協定書を添付し、
労働基準監督署に届出

様式第9号の3の4
又は
様式第9号の3の5
(原本)
②



時間外労働及び
休日労働に関する協定書
(写)
①

- ・ 控え(写)が必要な場合は、2部を労働基準監督署までお持ちください。受付印を押印し、1部を控えとして返戻します。
- ・ 36協定は、常時各作業場の見やすい場所へ掲示する等の方法によって、労働者に周知してください。

2. 36協定の作成について(限度時間を超える場合 2枚目)

(1)

様式第9号の3の5 (第70条関係)

自動車運転者については、②の欄に記載してください。
自動車運転者以外の労働者(運行管理者や事務員等)については①の欄に記載してください。

臨時的に限度時間を超えて労働させることができる場合

事由は具体的に定めてください。

業務の範囲を細分化し、明確に定めてください。

①
下記②以外の者

②
自動車の運転の業務に従事する労働者

突発的な顧客需要、発注の増加に対処するため
運行管理者 3人 7時間
予算、決算業務の集中
経理事務員 5人 6時間

突発的な顧客需要、発注の増加に対処するため
自動車運転者(トラック) 20人 6時間

1日の法定労働時間を超える時間数を定めます。
(※)トラック運転者の時間数は、原則として6時間以内です。
(1日の最大拘束時間15時間-8時間-休憩1時間=6時間)

時間外労働 休日労働 に関する協定届(特別条項)

(3)

限度時間(月45時間または42時間)を超えて労働させる場合の、1か月の時間外労働と休日労働の合計の時間数を定めます。
①は100時間未満、②は改善基準告示の拘束時間(1か月)を踏まえて記載してください。

1年間の上限時間を計算する際の起算日を記載してください。
その1年間においては協定の有効期間にかかわらず、起算日は同一の日である必要があります。

1日(任意)	1箇月(時間外労働及び休日労働を合算した時間数。①については100時間未満に限る。)			1年(時間外労働のみの時間数。①については720時間以内、②については960時間以内に限る。)		
	延長することができる時間数	限度時間を超えて労働させることができる回数(①については6回以内、②については任意。)	延長することができる時間数及び休日労働の時間数	延長することができる時間数	限度時間を超えて労働させた労働者の割合(賃金率)	限度時間を超えて労働させた労働者の割合(賃金率)
法定労働時間を超える時間数	所定労働時間を超える時間数(任意)		法定労働時間を超える時間数と休日労働の時間数を合算した時間数(任意)	法定労働時間を超える時間数		法定労働時間を超える時間数
7時間	7.5時間	4回	60時間	550時間	25%	550時間
6時間	6.5時間	3回	55時間	450時間	25%	450時間
6時間	6.5時間	8回	75時間	750時間	25%	750時間

(4)

限度時間を超えて時間外労働をさせる場合の割増賃金率を定めます。
月60時間を超える時間外労働時間の割増賃金率は50%になることに留意してください。

(5)

限度時間(年360時間又は320時間)を超えて労働させる1年間の時間外労働(休日労働は含まません)の時間数を定めます。
①は720時間以内、②は960時間以内です。

限度時間を超えて労働させる場合における手続	労働者代表者に対する事前申し入れ/労働者代表者に対する事前通知	
限度時間を超えて労働させる労働者に対する健康及び福祉を確保するための措置	(該当する番号) ①、⑥、⑩	(具体的内容) 対象労働者への医師による面接指導の実施、年次有給休暇についてまとまった日数連続して取得することを含めた取得の促進、職場での時短対策会議の開催

上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならない、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超過しないこと(自動車の運転の業務に従事する労働者は除く。)

協定の成立年月日 2024年 3月 15日

協定の当事者である労働組合(事業場の労働者の過半数で組織する労働組合)の名称又は労働者の過半数を代表する者の職名 運転手
氏名 ○○○○

協定の当事者(労働者の過半数を代表する者の場合)の選出方法(例:投票による選挙/回覧(持ち回り決議)による信任/話し合いによる互選)

上記協定の当事者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数で組織する労働組合である又は上記協定の当事者である労働者の過半数を代表する者が事業場の全ての労働者の過半数を代表する者であること。

上記労働者の過半数を代表する者が、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法により選出された者であつて使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。

2024年 3月 15日

使用者 職名 代表取締役社長
氏名 ○○○○

管理監督者は労働者代表になれません。

協定書を兼ねる場合には、労働者代表の署名又は記名・捺印などが必要です。

(又は、過半数組合がある場合) ○○運送労働組合

(チェックボックスに要チェック)

(チェックボックスに要チェック)

(チェックボックスに要チェック)

協定書を兼ねる場合には、使用者の署名又は記名・捺印などが必要です。

自動車の運転の業務に従事する労働者以外は、時間外労働と法定休日労働を合計した時間数は、月100時間未満、2~6か月平均80時間以内でなければいけません(労働基準法第36条第6項第2号・第3号)。
これを労使で確認の上、必ずチェックに入ってください。チェックボックスにチェックがないと有効な協定届出とはなりません。

(6)

限度時間を超えた労働者に対し、健康確保措置を講ずることを定めます。
36協定届様式裏面の記載心得①~⑩から、該当する番号を記入し、右欄に具体的内容を記載してください。

○○ 労働基準監督署長殿

2. 36協定の作成について（健康福祉確保措置）

限度時間を超えて労働させる労働者の健康・福祉を確保してください（指針第8条）

- ① 労働時間が一定時間を超えた労働者に医師による面接指導を実施すること。
- ② 労働基準法第37条第4項に規定する時刻の間において労働させる回数を1箇月について一定回数以内とすること。
- ③ 終業から始業までに一定時間以上の継続した休息時間を確保すること。
- ④ 労働者の勤務状況及びその健康状態に応じて、代償休日又は特別な休暇を付与すること。
- ⑤ 労働者の勤務状況及びその健康状態に応じて、健康診断を実施すること。
- ⑥ 年次有給休暇についてまとまった日数連続して取得することを含めてその取得を促進すること。
- ⑦ 心とからだの健康問題についての相談窓口を設置すること。
- ⑧ 労働者の勤務状況及びその健康状態に配慮し、必要な場合には適切な部署に配置転換をすること。
- ⑨ 必要に応じて、産業医等による助言・指導を受け、又は労働者に産業医等による保健指導を受けさせること。
- ⑩ その他

1. 時間外労働の上限規制について
2. 36協定の作成について
3. 改善基準告示 Q & A
4. 長時間の荷待ちの改善に関する事例
5. 「新しい働き方」のための助成金について

働き方改革推進支援助成金/業務改善助成金

3. 改善基準告示 Q & A



Q 1

改善基準告示で定められた期間について、「1年」、「1か月」、「1週間」など、それぞれ起算日を定めて計算した時間が改善基準告示で定めた時間を超えていなければ違反とならないのでしょうか。それとも、どこで区切っても、その時間を超えない必要があるのでしょうか。また、36協定の起算日と合わせる必要はありますか。

A 1

「1か月」とは、原則として暦月をいいますが、就業規則、勤務割表等で特定日を起算日として定めている場合には、当該特定日から起算した1か月とすることで差し支えありません。

その場合、事業場の就業規則や労使協定等で定めた期間の初日が、「1年」、「1か月」、「1週間」の起算日となり、それぞれの起算日から計算した時間が、改善基準告示で定める時間を超えていなければ違反とはなりません。また、36協定の起算日と合わせる必要はありませんが、分かりやすく効率的な労務管理を行うに当たっては、同一の起算日とすることが望ましいです。



3. 改善基準告示 Q & A



Q 2

点呼、会議等、運転以外の労働時間や休憩時間は、改善基準告示における拘束時間に該当しますか。

A 2

改善基準告示における拘束時間とは、労働時間と休憩時間（仮眠時間を含む。）の合計時間、すなわち、始業時刻から終業時刻までの使用者に拘束される全ての時間をいいます。

拘束時間に該当するか否かは、個別の事案の実態に応じて判断することとなりますが、運転以外の、点呼、会議等の労働時間はもちろん、休憩時間についても、拘束時間に該当します。

3. 改善基準告示 Q & A



Q 3

連続運転時間について、4時間以内に「運転の中断」が30分を経過した時点で、時間の計算がリセットされ、新たな連続運転時間が開始されるということでしょうか。

A 3

連続運転時間は、4時間以内に「運転の中断」が合計30分を経過した時点で時間の計算がリセットされ、新たな連続運転時間が開始されることとなります。



3. 改善基準告示 Q & A

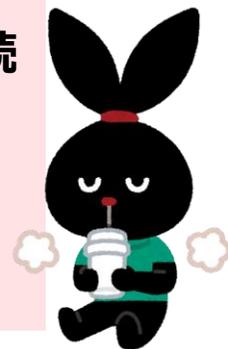
Q 4

「運転の中断」は、「1回おおむね連続 10 分以上、合計 30 分以上」とし、「10 分未満の中断は 3 回以上連続しない」とありますが、

- ① 例えば、「運転の中断」が、9分、9分、12分で合計 30 分といった中断も認められるのでしょうか。
- ② 例えば、5分は「おおむね連続 10 分以上」となるのでしょうか。
- ③ 例えば、道路の渋滞などにより、「運転の中断」が、9分、9分、9分、3分となった場合、どの時点が「運転の中断」と認められないのでしょうか。

A 4

- ① 10 分に満たない「運転の中断」があることをもって直ちに改善基準告示違反となるものではありません。
- ② 5分は「おおむね連続 10 分以上」と乖離しているため、認められません。
- ③ 3 回目の 9 分の中断の時点で 10 分に満たない「運転の中断」が 3 回以上連続しているため、認められません。したがって、前半の 2 回の 9 分については「運転の中断」が認められますが、3 回目の 9 分は「運転の中断」とは認められません。この場合、12 分の「運転の中断」を与える必要があります。



3. 改善基準告示 Q & A



Q 5

連続運転時間について、「サービスエリア等に駐停車できないことにより、やむを得ず4時間を超える場合、4時間30分まで延長可」とありますが、

- ① 30分延長をする場合の記録の方法について教えてください。
- ② 「やむを得ず」とは何を指すのでしょうか。
- ③ 1日何回まで延長できるのでしょうか。
- ④ サービスエリア、パーキングエリア等は、高速道路にあるものに限られますか。

A 5

① デジタル式運行記録計の記録のほか、運転日報等における記録によります。

② サービスエリア等が満車である場合のほか、満車ではないものの車種に応じた駐車スペースが満車である場合が考えられます。

③ 延長できるのは、一の連続運転時間につき1回限りです。

なお、当該サービスエリアが常態的に混雑していることを知りながら、連続運転時間が4時間となるような運行計画をあらかじめ作成することは、当然に認められません。

④ 高速道路に限らず、一般国道などに併設されているものも対象となります。

4. 長時間の荷待ちの改善に関する事例

外部倉庫と情報システムの活用

実施者等

発 荷 主：金属製品製造業
元請運送事業者：一般貨物自動車運送事業
実運送事業者：一般貨物自動車運送事業
荷 種：金属製品

課題

- ①発荷主（工場）側では、工場内の在庫水準が0.5日分程度、受注の半数が受注生産のため、当日の出荷貨物の積込時間が確定出来ず、待機時間が発生。
- ②出荷場が狭く、運送事業者は、工場敷地内で待機し、自分の順番を待たざるを得なかった。

改善前

集荷時間が分からない！

Before

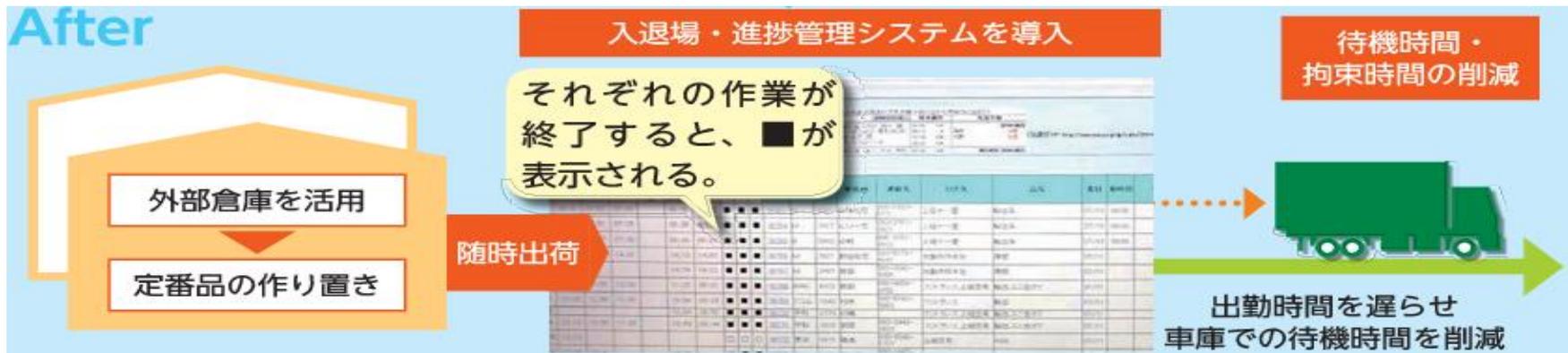


外部倉庫と情報システムの活用

取組事項

- ①発荷主が外部倉庫の活用を前提とした生産計画の組み換えを実施。
定番品→前倒しで生産→外部倉庫へ保管
- ②元請事業者が入退場・進捗管理システムを導入し、集荷貨物の状態を実運送事業者が把握。
- ③実運送事業者がシステムを活用し、運転手の出勤を調整し、待機無く工場内に入構。

改善後



外部倉庫と情報システムの活用

効果

① 滞留時間（入構から出構まで）

改善前：平均 2 時間46分

改善後：平均 2 時間20分 **26分の短縮**

② 出勤から入構までの時間

改善前：平均 2 時間以上

改善後：平均30分以内 **90分の短縮**

荷主・運送事業者のメリット

発荷主 出荷スペース狭隘を原因とした生産遅れが解消

元請運送事業者 . . . 運送事業者からの問い合わせ対応業務が削減

実運送事業者 . . . 先の見えない待機時間を休憩時間に振り替え

予約受付システムの導入

実施者等

発荷主：食品製造業
着荷主：流通センター
荷 種：穀物食品

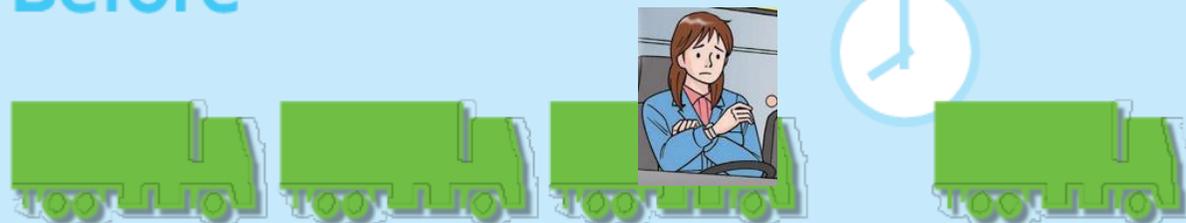
課題

流通センターへの納品では到着順の受付が基本ルールのため、順番を取るためにドライバーが必要以上に早く到着する傾向にあり、待機時間が発生する。

改善前

毎日これではストレスが・・・

Before



流通センター

予約受付システムの導入

取組事項

受付予約システムを導入し、着床時間を事前に予約した上で運行を実施した。

改善後

効果

待機時間

改善前：4時間

改善後：53分

3時間7分の短縮



日々のバス運用計画				
	バス1	バス2	バス3	バス4
9:00				
9:30	A社 車番1234	C社 車番3456		G社 車番7890
10:00			F社 車番6789	
10:30	B社 車番2345	D社 車番4567		
11:00				
11:30				H社 車番8901
12:00		E社 車番5678		
12:30				

バス予約システム



発荷主/着荷主

受注状況の共有化

実施者等

発荷主：日用品製造業
着荷主：卸売業
運送事業者：一般貨物自動車運送事業
荷種：日用品

改善前

受注締切後の13:00から配車
大急ぎで積み込み・配車調整

課題

- ①発荷主側
受注の締切時間が13時であり、その後配車指示をするため、待機時間が発生する。
- ②着荷主側
繁忙期（12月・3月）に待機時間が発生する。
- ③着荷主側
受付開始後、受付順にバース接車が許可されるため、早朝時間帯に車両が集中し、待機時間が発生する。



受注状況の共有化

取組事項

- ① 受注締切時間前（9:45及び11:05）に確定前の受注情報を運送業者と共有化した。
- ② 運送事業者に配車調整を行う時間が確保され、最適な時間に入門し、待機時間が削減された。

改善後

効果

待機時間

改善前：30分～120分

改善後：概ね0分

30分～120分の短縮



出荷台数の抑制により入荷量を平準化

実施者等

発荷主：紙製品製造業

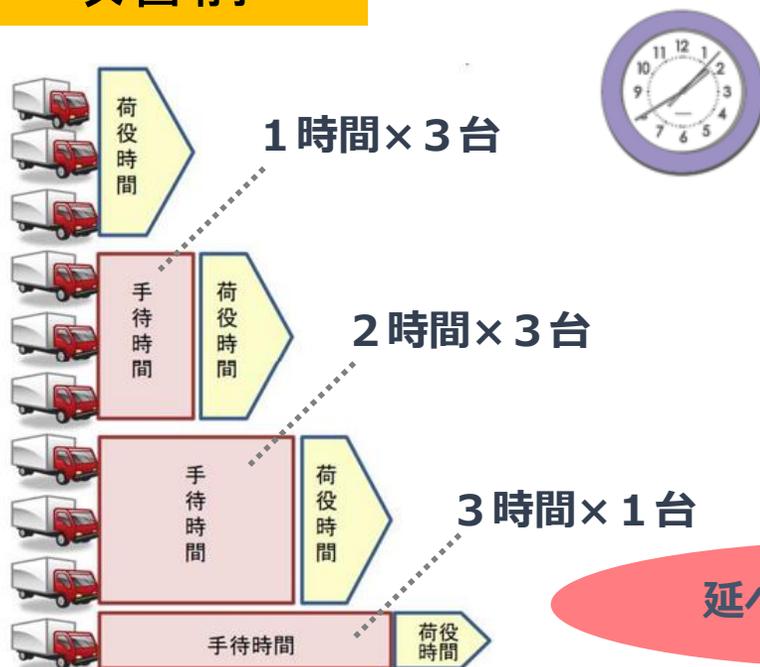
着荷主：卸売業

荷 種：家庭紙

課題

- ①着荷主側での荷役スペースが狭隘であるため、最大でも3台同時にしか荷卸しが出来ない。
- ②発荷主側での生産計画をベースに貨物が搬入されるため、着荷主側の在庫やキャパシティを超えて荷練りが煩雑となり、荷の処理に時間がかかり待機時間が発生。

改善前



荷物の卸し先が・・・
在庫のこと考えているのか？

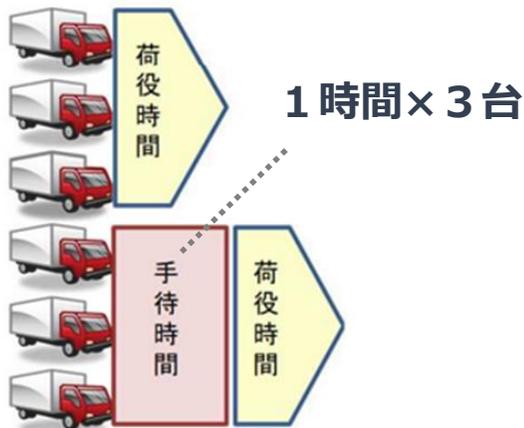


出荷台数の抑制により入荷量を平準化

取組事項

- ①着荷主側における荷の処理及び保管処理能力について発荷主に説明し、理解を得た。
- ②着荷主側の処理能力を考慮して発荷主側の出荷台数を1日10台以上から6台程度に抑制して入荷量を平準化し、待機時間が削減された。

改善後



効果

1日当たりの延べ待機時間
 $\frac{\text{改善後}}{\text{改善前}} \Rightarrow 0.6$

約4割の削減

延べ3時間分の待機

在庫管理の見直し

実施者等

発荷主：紙製品製造業
着荷主：紙製品製造業
荷 種：紙製品、古紙

課題

- ①発荷主（工場）側では、土日に生産した製品の倉庫入れが月曜日の14時頃までかかる。
- ②月曜日の出荷積込は午後からとなるため、待機時間が発生する。
- ③月曜日は1日の拘束時間が16時間を超過。

改善前



土日の生産分を月曜日に倉庫へ
月曜日に待機時間が発生



在庫管理の見直し

取組事項

- ①月曜日以外の横持ち台数を増やし、月曜日の横待ち台数を減らした。
- ②上記①により、週末に向けて工場内の在庫数が削減され、土日の生産分を置いても出荷スペースが確保出来るようになった。

改善後



効果

- ①積込時の待機時間
改善前：平均 2 時間20分
改善後：平均 1 時間37分 **43分の短縮**
- ② 1日の拘束時間
改善前：平均15時間23分
改善後：平均12時間25分 **2時間58分の短縮**

QRコードによる検品時間の短縮

実施者等

発荷主：食品製造業

着荷主：卸売業

荷種：菓子食品

課題

- ①発荷主から着荷主への納品業務では、送り状、受領書、荷札等の紙伝票が用いられている。
- ②着荷主側で検品作業が発生するため、ドライバーの荷卸し時間が長くなる。
- ③後続車両に待機時間が発生する。

改善前



着荷主側の検品作業
検品時に日付確認



QRコードによる検品時間の短縮

取組事項

- ①発荷に商品コード、日付、製造ラインを示すQRコードを貼付。
- ②検品時に配送箱数をスキャンし、日付を手入力（改善前）からQRコードの読み取りに変更した。

改善後



効果

- ①荷卸し+検品時間（800箱）
改善前→改善後 **最大で40分の短縮**
- ②紙伝票のコスト
改善前→改善後 **持ち回り・保管のコスト削減**
- ③外国人ドライバー
改善前→改善後 **文字認識の問題が解決**

ボックスパレットの活用

実施者等

発荷主：建設建材製造業

着荷主：在庫型倉庫

荷 種：建設建材

課題

- ①貨物と天井の間の空間が大きい
ため、積載効率が低い。
- ②荷崩れに注意するため養生作業
を実施する等、作業時間が長くなる。

改善前



時間はかかるけれど・・・
安全第一！



ボックスパレットの活用

取組事項

- ①積載効率の向上等を可能とするボックスパレットを開発。
- ②貨物と天井の間の空間が小さくなり、積載効率が高くなった。
- ③荷崩れのリスクが少なくなり、効率的な積み込みにより作業時間が大幅に短縮。

改善後



ボックスパレット



折り畳みして保管



効果

平均待機時間及び積込時間

改善前：約100分

改善後：約55分

45分の短縮

1. 時間外労働の上限規制について
2. 36協定の作成について
3. 改善基準告示 Q & A
4. 長時間の荷待ちの改善に関する事例
5. 「新しい働き方」のための助成金について

働き方改革推進支援助成金/業務改善助成金

働き方改革推進支援助成金

交付申請期限：**令和6年11月29日（金）**

予算の都合で、急に申請を締め切る場合があります。

働き方改革の推進に向けて、労働時間の設定を労働者の健康と生活に配慮した多様な働き方に改善するために、生産性を高めながら労働時間の縮減等に取り組む**中小企業**や、参加企業を支援する事業主団体を支援します。

[働き方改革推進支援助成金](#)

検索

働き方改革推進支援助成金

業種別課題対応コース

労働時間短縮・年休促進コース

勤務間インターバル導入コース

団体推進コース

生産性向上の機器導入事例

クラウド型の勤怠管理システム

Web会議システム

運搬能力の高い車両

【助成金の仕組み】

成果目標の
達成



取組の実施



助成金の支給

※本助成金は事業実施後にしか支給されません！

業務改善助成金

交付申請期限：**令和6年12月27日（金）**

予算の都合で、急に申請を締め切る場合があります。

中小企業・小規模事業者の生産性向上を支援し、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）の引上げを図るための制度です。**生産性向上のための設備投資**（機械設備、POSシステム等の導入）**など**を行い、**事業場内最低賃金を一定額以上引き上げた**場合、その設備投資などにかかった費用の一部を助成します。

[業務改善助成金](#)

検索

今後の賃金引上げ



今後の設備投資等



設備投資等に要した費用の一部を助成

Point !

引上げ額、対象者数によって助成額が異なります。コース（賃金の引上げ額）は30円、45円、60円、90円です。

※本助成金は事業実施後にしか支給されません！

生産性向上の機器導入事例

見守り支援システム
(センサーマット付)

POSレジ

ハンドリフト

トラック運転者の「新しい働き方」セミナー

ご清聴
ありがとうございました

